

報告書案（骨子）について（第 10 回地方消費者行政専門調査会発言用メモ）

2011. 1. 25 国 府 泰 道

1 消費者行政における国と地方のあり方

(1) いくつかの事務や事業については財政支援が必要なことを明確に述べる必要がある。設置法附則第 4 項により「・・・地方自治体の消費者政策の実施に対して国が行う支援のありかたについて、法改正を含む全般的な検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。」とされている。支援のあり方として、重要な項目の一つが財政的措置。消費者委員会の意思として、地方財政法第 10 条に「消費者政策の実施」(※) を書き込むことを提案することが求められているのではないか。

※具体的な記載例としては、「消費生活相談業務及び消費者被害拡大防止措置に要する経費」とすることが考えられる。

(2) 「一定程度の負担を検討する必要」との記載であるが、「検討する必要」は、「行う必要」とすべき。これからまだ検討するということは、消費者委員会では「検討」できていなかったことになるのではないか。

2 法執行について

(1) 法執行強化のための方策が不十分だと思う。報告書案の記載事項は基本的にはこれまでの取組みの延長でしかなく、これによって法執行体制が飛躍的に強化されることは期待できない。国の負担についても、「技術的支援等の一定の負担」では狭い。

「等」には、執行担当者数の確保のための財源措置についても言及すべきである(PIO-NET 入力にかかる国の財政措置と同様の措置が必要)。

(理由)

① 埼玉県からの報告では、執行担当職員が不足していることが法執行が不十分なことの原因である。ところが地方では職員数の増加は困難である。

② 圓山意見(第 7 回)にあったように、ほとんどの行政処分は複数県にまたがるものであり、県内に限定される事案はむしろ稀である。

(2) 地方自治体の法執行体制だけでなく、国においても地方支分局を含めて執行担当者の増員を図るべきことにも言及すべきである。

(理由)

被疑事案の多くが見逃されており、広域的案件も、国ではなく都道府県が処分している例がほとんどである(第 7 回机上配付資料参照)。

国がすべきことをきっちり行うことにより、地方の負担を軽減することも国の「支援」のあり方の一つ。

(3) 第 1 項で「国としても責任をもって積極的に推進していく必要のある事務」として消費者事故等の情報収集のみが摘示されているが、法執行についても同様に位置づける

べきである。

3 相談員の「雇止め」の防止について

報告書案は、消費者庁から都道府県に指針を示すことにより雇止めをなくそうというもの。しかし、これだけでは雇止めの防止に効果的ではない。

任期の定めのない短時間勤務職員制度や正規職員化を図ることによって雇止めの防止をも検討すべきである旨言及すべきである。

4 相談員資格の国家試験化についても言及すべきである。

相談業務の専門性と、100万件もの相談の助言・あっせんという業務の重要性から国家資格化が望ましい。

5 相談窓口のあり方について

報告書案は、都道府県の役割に関する記載が弱い。市町村に相談窓口の設置の必要性を強調するあまり、都道府県の相談窓口は必要ないというように読まれる危険性がある。

「都道府県においても相談業務を行う意義は何か。」という論点において、下記の理由から広域的・専門的な相談については都道府県が相談・あっせんを担当することの意義が述べられていたと思うので、これを明記されたい。

- ①広域性のある被害についての相談は都道府県で受けた方が的確に対応しやすい。
- ②専門性が必要な相談に対しては、バックアップ体制の点からしても都道府県で行う必要がある。
- ③消費生活センターが設置されていない市町村の補完的な役割を担っている。
- ④市町村における苦情処理を支援するためには、都道府県としても実際に相談業務を行っていないければ適切に行えない。
- ⑤事業者規制などの法執行権限は都道府県にある場合が多く、事業者規制に繋げるためにも都道府県は直接相談を担当すべきである。

6 相談窓口の充実強化のための支援として、「数年程度の基金の延長」ではなく、相当年数の基金の延長が必要。

3年間の活性化基金では、わずかしき効果が見られなかった。

これまで消費者行政が自治体において軽視されてきた経過からみて（消費者行政は周回遅れの行政分野）、せめて10年程度は地方の財政を支援しないことには、消費者行政が全国の自治体に根を張ることはできないと思われるからである。